

○枝幸町乳幼児等医療費助成に関する条例

平成 18 年 3 月 20 日条例第 105 号

改正

平成 18 年 9 月 28 日条例第 215 号

平成 20 年 3 月 19 日条例第 4 号

平成 20 年 6 月 30 日条例第 19 号

平成 21 年 3 月 19 日条例第 7 号

平成 24 年 3 月 12 日条例第 11 号

枝幸町乳幼児等医療費助成に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、乳幼児等医療費の一部をその保護者に助成することにより、疾病の早期診断と早期治療を促進し、もって乳幼児等の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「乳幼児等」とは、満 12 歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の 3 月 31 日までの者をいう。

(2) 「保護者」とは、乳幼児等の親権を行う者、後見人その他の者で現に乳幼児等を監護する者をいう。

(3) 「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）

イ 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）

ウ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）

エ 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）

オ 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）

カ 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）

(4) 「医療費」とは、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が医療保険各法による被保険者（健康保険法第 3 条第 2 項に規定する日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）若しくは組合員であるときは、当該医療保険各法による療養の給付を受けた場合の当該療養の給付の額から当該療養に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）と当該疾病又は負傷について他の法令等の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における当該給付の額とを合算した額が当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。

(5) 「一部負担金」とは、規則で定める一部負担金をいう。

(6) 「基本利用料」とは、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 78 条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に同法第 67 条第 1 項第 1 号に定める割合を乗じて得た額をいう。

(7) 「食事療養標準負担額」とは、健康保険法第 85 条第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

(8) 「附加給付」とは、医療保険各法の規定により被保険者若しくは組合員の一部負担金に相当する額の範囲内において附加給付されるもの又は医療保険各法の被扶養者の医療費のうち当該各法の規定により附加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法第 43 条第 1 項の規定により、一部負担金の割合を減じられている場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。

（受給資格者）

第 3 条 この条例に定める受給の対象となる者（以下「受給資格者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であり、かつ、町の区域内に住所を有する世帯に属する乳幼児等とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは除くものとする。

(1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている乳幼児等

(2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所している乳幼児等

(3) 所得の額が規則で定める額以上である保護者（乳幼児等の生計を主として維持する者に限る。）に監護されている乳幼児等

（受給者証の交付申請）

第 4 条 医療に関する経費の助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより申請書を町長に提出するものとする。

（受給資格者の決定等）

第 5 条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、医療に関する経費を助成すべきものと認めたときは、その助成を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により、この条例に定める受給資格者と決定したときは、申請者に受給者証を交付しなければならない。

（基本利用料の助成額）

第 6 条 町長は、第 2 条第 6 号に規定する基本利用料の額が規則で定めるところにより算定した額を超えるときは、その超える額を助成することができる。

（助成の範囲）

第 7 条 町長は、医療保険各法による被保険者及び被扶養者であつて、町の区域内に住所を有する世帯（生活保護法による被保護世帯を除く。）に属する乳幼児等に係る医療費から受給者が負担すべき一部負担金及び基本利用料並びに食事療養標準負担額及び附加給付される額を控除して得た額（以下「助成額」という。）を保護者に対して助成する。ただし、

満6歳に達する日（誕生日の前日）後の最初の4月1日から満12歳に達する日（誕生日の前日）以後最初の3月31日までの者にあつては、入院及び指定訪問看護に係る助成額に限り、保護者に対して助成する。

（助成の申請及び申請期間）

第8条 前条の助成は、保護者からの申請に基づき行うものとする。

2 前項の申請期間は、医療を受けた日の属する月の末日から起算して2年以内とする。

（届出の義務）

第9条 受給資格者が、その資格を喪失したとき、又は届出事項に変更があつたときは、保護者は、その旨を速やかに町長に届け出なければならない。

（助成金の返還）

第10条 町長は、偽りその他不正な行為により、第6条及び第7条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の枝幸町乳幼児医療費の助成に関する条例（昭和47年枝幸町条例第25号）又は歌登町乳幼児医療費助成に関する条例（昭和48年歌登町条例第16号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年9月28日条例第215号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月19日条例第4号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月30日条例第19号）

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月19日条例第7号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月12日条例第11号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。